

次に、11番議員の一般質問を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 一般質問の前に、森田町長のご逝去を悼み、森田町長が生前に残されました数多くの業績と気骨ある気高き精神を偲び、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、議席番号11番山本であります。通告に基づき、一般質問いたします。

東日本大震災以降、自然エネルギーが再評価され、国の再生可能エネルギーの固定買取制度であるFIT政策、固定価格買取制度であります、により、全国で多くの太陽光発電設備が設置されており、太陽光発電については、クリーンエネルギーという利点に対し、景観の損傷、あるいは土砂流出や事業完了後の不法投棄など問題視されております。固定価格買取期間終了に伴う売電価格の下落により事業継続が困難となることで、設備の放置や不法投棄が今後懸念されているところであります。

太陽光発電の固定買取価格には、設備の適正な処理を促すために廃棄の費用も含まれた価格となっておりますが、廃棄に備えた積み立ての実施率が低調であるため、国では平成30年に積み立てを義務化したところであります。しかし、積み立ての水準や時期については、事業者任せられているに過ぎません。

こうした状況にある現在、当町の本館地区に3町歩ほどの面積の中に30程度区画の太陽光発電設備が設置されております。現地に設置のパネルで確認してみますと、発電事業者は個人で、保守点検は福岡市にあるエンバイロメント・プロダクト・カンパニーという会社が行うとあります。要は、この会社が投資対象として個人に発電設備を販売し、販売益と保守点検等で利益を得ようとする会社であって、仮に施設のトラブル等があった撤去しなければならない事態に至った時には、会社の責任ではなく、パネルに記載されている発電事業者である個人であることは明白であります。そして、その事業者が廃業あるいは対応しない場合には、そこと契約している土地所有者たる町民に撤去の義務が生じる事態が危惧されます。このことから、町として太陽光発電設備に対しての当局の対応を問うものです。

1つに、町における太陽光パネルの設置面積・事業所数・設置場所。

2つに、近隣住民とのトラブルの状況。

3に、土砂・地すべり等の災害の危険性。

4、設置事業者の倒産による行政対応。

5つに、太陽光発電施設に関する条例制定の考えは。

次に、職員間の政策事業の認知・共有について。

本来ですと森田町長に問う質問であったのですが、今となつては残念ながらその真意は分からないままとなつてしまいました。副町長として4年間共に進めてきた町の運営に関わつてきた日沼職務代理に、今までの4年間を振り返つて、事業の進め方の過程を問うものです。

行政協力員会議による要望や、議員等の提案による町単独事業の実施が町の独自性を象徴し、他の自治体、あるいは他の市町村民から注目を浴びることで町の関心が高まり、移住・定住に繋がると私は考えております。

私は初当選から様々な提案をしてきましたが、去る9月議会の菊地議員の質問「職員の発想力を高めるための機会の創出」の質問に対し、森田町長は「役場職員の政策立案、提言等の場、機会を設けることについては必要ない。」と断じられた答弁が信じられない思いであります。私は、少なくとも行政事務を執行する職員は、新規事業に取りかかる事業の詳細を認知し、事業内容を共有しているからこそ、その対応をできるものと町民は職員を捉えているはずであります。町民からすれば、担当が違うから分からないという言い訳は受け入れがたいものだと、こう考えます。

最近の事例として、新規事業の内容が担当、担当課と執行部だけで進められ、他の課長は知らないということがあるのではないのでしょうか。課長会議での事業内容は共有されているのか。事業遂行に際してのプロセスを問うものであります。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前11時40分 休憩

.....  
午前11時40分 再開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り本会議を再開します。

ただいまの一般質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） 山本議員のご質問にお答えします。

はじめに、「太陽光発電施設」についてお答えします。

1点目の「町における太陽光パネルの設置面積・事業所数・設置場所は。」についてであります。町が設置したものについては、設置面積が1,019.26㎡、設置場所は役場庁舎及び八森体育館、八峰中学校、八森小学校、峰浜小学校、旧埴川小学校、おらほの館の7カ所に設置しています。

民間事業者が設置したものについては、令和元年12月に策定した「八峰町再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続きガイドライン」に基づき、令和元年12月以降に届け出されたものについては、設置面積が3万2492.74平米、事業所数は2事業所、設置場所は旧八森小学校のグラウンドと本館地区中島の2カ所に設置されています。

令和元年12月以前に設置されたものについては、設置面積については把握できておりませんが、法人6社と個人2名が所有者となり、八森浜田に2カ所、八森古屋敷に1カ所、水沢カッチキ台に3カ所、峰浜沼田に1カ所、峰浜石川の大野に2カ所、合わせて9カ所に設置されていることを把握しております。

2点目の「近隣住民とのトラブルの状況は。」についてであります。これまで、トラブルや苦情などといった報告は受けておりません。

3点目の「土砂・地すべり等の災害の危険性は。」についてであります。町が把握している太陽光発電施設の設置場所については、土砂災害計画区域にいずれも指定されておきませんので、土砂・地すべり等の災害の危険性は低いものと考えています。

4点目の「設置事業者の倒産による行政対応は。」についてであります。町と賃貸借契約を締結している土地に設置された設備については、事業者が倒産した場合、破産管財人が置かれますので、対応については破産管財人と協議することになると考えています。

また、個人の土地に設置しているものについては、個人の財産に関する問題ですので、原則は個人で対応していただく必要があるものと考えています。

5点目の「太陽光発電施設に関する条例制定の考え」についてであります。太陽光発電設備の許可等については、国が行うものであり、現段階では条例の制定までは必要ないものと考えています。

町といたしましては、どこで、誰が、どのようなことをしているのかを把握するとともに、事業者が遵守すべき事項を明らかにするため「八峰町再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続きガイドライン」を策定しており、当面は本ガイドラインを的確に運用することで対応してまいりたいと考えていますが、条例の制定につきましては、今後の動向を注視してまいりたいと考えています。

次に、職員間の政策事業の認知・共有についてお答えいたします。

地方公共団体の組織は、地方自治法で「明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機

関によって、系統的にこれを構成しなければならない。」とされております。また、その職務の執行に当たっては、地方公務員法で「法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」とされており、これらの規定が町の組織や職員における事務分担の考え方の基礎になっています。

1つ目の「新規事業の内容が担当、担当課と執行部だけで進められ、他の課長は知らないということがあるのではないか。」というご質問でございますが、毎年度、新年度予算編成時に作成している「予算説明資料」に、各課の新規事業についても記載していますので、全ての管理職員の間で「新規事業の概要」に関する情報共有はできているものと考えています。

2つ目の「課長会議での事業内容の共有はなされているのか。」というご質問ですが、事業の進捗の節目に当たる事項につきましては、相手方の事情に配慮が必要なケースなど特別な場合を除き、直近の課長会議で報告を行っております。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） はじめに、太陽光パネルの設備の件ですけれども、最初、企画の方の報告であれから言うとはですね、センチュリー・エナジーという東京の太陽光発電会社がここに作りたいという申し出があったというふうに、私は総務委員会の決算報告で知って分かりましたけれども、その後、フィールコーポレーションというところにまた譲渡されたというか、話に移ったと。で、今回私が調べたところですね、エンバイロメント・プロダクトというカンパニーに今回移ってるわけですよ。まあここについては皆さんの資料があると思いますけれども、それ出してやってほしいと思います。

現地に行くとはですねパネルがありまして、ここに発電事業者の住所と名前、それから電話番号が書いてあります。それと保守点検責任者ということで、先ほどのエンバイロメント・プロダクトという会社の名前とその連絡先が書いてあるということでもあります。で、このパネル、1区画、あれ1反歩あるのかどうかよく分かりませんが、まあ1反歩ごとにこう区切られておりまして、その下のところにある個々の名前が全部、まあ所有者というか事業者だわけですね。そういうふうになっております。で、この会社では、まあホームページ見ますとはですね、本館地区に14カ所ずつ販売しておりまして、都合何ぼなの、42区画を募集して既に完売してあるということでもあります。

で、問題はここからなんですがね。その会社はですねメンテナンスだけを行うのであってですね、もしこれが20年後にやめるといった場合に、本当に撤去してもらえるかどうかと。20年、私も生きていませんし、皆さんも大概はいない人が多いのではないかと。こういう心配の中にですね、これがまあ動いていると。この将来的に20年後の担保を本当に現状、町で個々の問題だからと突き放していいのでしょうか。まして、あそこは海側、崖であります。しかも排水設備もない。ただ雨降ればどっと水が流れる。そういうふうな、ただの原っぱに、まあ雑種地にパネルを設置してあるだけであります。そういうふうな状況で、本当にこれ、町が何ら心配もしないでですね事業管理者に任せてもいいのか。もし、事業管理だって、おそらくほとんどが都会の人でありますから、知らないとなればですね、地元の土地所有者が責任を持って撤去することになるわけですね。そういうふうな問題を抱えているこういう状況を何として考えるのかということ、まずはじめに聞きたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理人。

○町長職務代理人（日沼一之君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

非常に先行き心配されてるということで、20年後やめる場合、撤去してもらえるのかと。メンテだけ会社でやって、あと個人所有者がみんな負うんじゃないかと、こういうご心配でございますけども、これに関して町が全く関わらなくてよいかというところも入って今お話伺いました。

率直に言いまして、先ほど今後の動向も注視するっていうお話したのは、原則やはりこれオーナー募ってっていうのは、今の二酸化炭素、ゼロカーボンですね、これと環境に配慮した再エネに関するこういういろいろ応募して、それに賛同した方がオーナーになったと、まずこういう運びです。ただ、実際役場としてその契約の内容まで全く把握できていけませんので、そういうことをこれから考えれば、先ほど議員が心配されたことですよ、全く関わらなくていいかっていうことになりますので、やはり今の流れとして、秋田県は全くないんですけども、全国では6件、条例制定されていると、まあ近くで調べてもらいました。市町村レベルでも、まあそうですね、200少しですか、206カ所ぐらいですか、条例があると。中身はまだしっかり確認できてないんですけども、そういう動きであることも確かなので、やはりそういうところも含めて、ガイドラインだけで負いきれない部分、そういう心配な部分も確認できて、その後処理まで指導できるのか、

その辺をしっかりと研究させていただきたいと思います。

あと、先ほど急傾斜地外だということなので、そこは最初の条件としてクリアしてるんですが、このとおり予想外の災害もあり得ることで、そこは全くゼロではないので、その辺も含めて条例、それからガイドライン、今現在はガイドラインですけども、どこまで指導できるかという問題もありますけども、不足な部分はそういう研究をしながら、条例のこともしっかりと頭に入れて向かいたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 問題はですね、あの施設が撤去ならなかった場合、地元の土地所有者へかかってくるわけですね。ですから、その辺を十分理解しててそういう土地貸しをしたのかどうか、そこが問題なんですよ。ですから、やはり全く関与しないっていう話ではないと言いますけども、やはりその辺は重々土地所有者に理解もさせると。将来的には自らが責任持たなければならぬんだよということをちゃんと理解させておく必要があると思うわけですよ。

それと、たまたまあそこを今回、何だ、急傾斜地じゃない、景観上問題があまりない感じなのでいいんですが、よそではですね、太陽光発電パネルが景観を著しく壊す、それから土砂災害の誘発を招く、そういうふうなことで反対してる所いっぱいあるわけですね。それが個々の対応だからといってですね放っておくとですね、ほかの場所、例えば横間でも岩館でもですね急傾斜地を切り開いて個人の山につくるとしたら、そういうふうなこともあり得るわけですね、今後。だからやはり対応っていうものはしっかり決めておく必要がある。まあそれが条例とすれば一番いいわけですけども、そこまで行かなくても町の基本的な考え、そういうふうなものは必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理人。

○町長職務代理人（日沼一之君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

先ほどもお答えさせていただきましたけども、契約内容とかその中身まではね確認できていないという事実もあります。そういうことも含めながら、もしそういう住民がね困ったこと発生、そういう相談にはいつでも窓口はありますので、是非そういう最悪にならない前にご相談してほしいと思っています。そういう場合は、町としてどこまでできるのか、まず不透明なところもありますけども、できる限りそういう心配のないような

方向で問題解決できる糸口をつかんでいくような指導とかそういうのはできると思いますので、現段階の話ですけどもね。そういうお答えをしていきたいと思っています。

あと、条例は先ほど言ったように、周辺でもこの再生可能エネルギーという全体の問題でだいぶ広がりを見せておりますので、やっぱりそういうのを普及すればするほど様々な問題も起きると、こういう流れでございますので、ガイドラインを含めて条例の方も研究させていただきたいと、また再度お伝えしておきたいと思っています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 1問目については、今後そういうふうな形で、10年がそういう状況にならないように、まして町では将来的に住民がほっといた場合、町で撤去することになりかねないわけですね。そういうふうな危惧があるので、今後また重々相談してもらいたいと思います。

次にですね、職員間の問題ですけども、共有問題。先ほど私、菊地議員の答弁に対しての町長の答弁、職務代理者としてどう考えますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

先般、菊地議員からもね、職員の様々な力を引き出して、やっぱりそういうところからいろんな政策を展開していくべきと、こういうご質問であったわけですが、それに対し森田町長が「それは考えてない。」という話であったようですけども、実際そうはいつでも、実際としてはやってるんですね。例えば、この巡回バスにしても、やはり町内でプロジェクトチームを各年齢層から募って、十分もんだ上で会議の方に持っていつてるんです。まあそういう事例もあって、全くそうでないということでは私はないということ考えております。

私自身、やはり職員を生かす、職員の力、これがやっぱり一番大きいと思っています。これをやれるかやれないかで、町の政策がきちっと進んでいくかっていうことにもなりますので、そこは職員の能力開発、それから力を出せる環境、こういうものにはしっかりやっていく必要があると認識してございます。そのほかにも、今の想像もしなかったねコロナのこういう状況の中で、全庁体制で取り組んで、みんな協力しながら力を合わせてやっている業務がたくさん出ています。だからそういう面では、まあ以前はどうか分からないですけども、かなり共有、協力、職員の能力を生かすと、こういうこと

にはなってきましたと思います。

ただ、細いことを言えば、おそらくまだまだ小さいこと、山本議員は知っていらっしゃると思います。だからそれはね、やはり否めないと思っています。だからいくらいろんなことに配慮しても、まだ100%というわけにはいかないんですけども、徐々にそういう芽が膨らんできて、各役場庁舎内の情報共有、そしてまた連携のある担当課が協力しながらやると、こういう基本は変わらないので、そうしていけるような配慮も我々がしっかりみていかないといけないと思っていますので、決してそれを否定するものではありませんので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今回の職務代理の答弁はですね、まあ理想的に近い話であります。なぜ前町長があんだけのことを言ったのか、職員を信用してないということに尽きるわけですよ、私から見ると。議員の皆さんも全員そう思ったはずなんです、時点で。私は、やはり職員の皆さんが一つの事業、一つの問題を抱えたら、それは全員で共有して、町民はですね、課長であれヒラであれ、役場職員に対しては全部同じなんです。何でも分かるのが職員なんです。何でも分かってもらわないと、答弁してもらえないのが職員はずなんです。ですから私は、事業を進める中身、それからいろんな、まあ仕事の中身を問われても全員が分かるように、まして一番幹部たる課長クラスがですね、それを分かってないと困るわけですね。だからそういう意味で、仕事の中身の認知、そういうふうなものは課長クラスで全部共有してもらわないと困るということだわけですよ。

で、特に今回の巡回バス、それからデマンドタクシー、あれは二、三の幹部に聞きますとですね分かってない人が何人かいました。だから私は聞いたんです。えーっと。やっぱり問題あるところはあるわけですよ。まあ最終的には決まっていますけども。いずれ修正するところは修正する。やっぱり課題があるところはみんな共有して、本当にこれでいいのかというふうな事後対応ということも共有しなければならないと私は思います。それについて、もう一度答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。日沼職務代理者。

○町長職務代理者（日沼一之君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

今のお話にありましたように、そういう努力は今してきていますけども、それが全部できてるかっていえば、今、山本議員のおっしゃったとおりのところもあります。でもこれから目指すところは、やはり町民要望でもね各課いろいろ担当はあるわけですが、



町民に言わせれば課と課じゃないんですよ。やっぱり役場なんですよ。そういう認識は管理職にしっかり私もお願いして、窓口はどこであっても、まず受け止めてくださいと。そうやった上で、どう解決できるか。まあこれでやっぱり努力するところが我々の役目だということは常々お話しさせていただいてます。かなりそういう面ではね土壌が醸成されてきたと見てますけども、これが全てではないので、やっぱりそれが完全にこっちで発信したことができていのかどうかは、今みたいに別な部門もございますので、そういうきめ細かな、我々三役を含めて管理職は衿を正して、常にそういうことを確認しながらしっかり力を合わせて町民のために働くと、これを徹底してまいりたいと思いますので、どうぞこれからも気がついたことがあったらいつでもお話しいただければありがたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今の職務代理の答弁を期待してですね、町長に立候補をすることを私は期待して質問を終わりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） これで11番議員の一般質問を終了します。